

議案第 2 号

枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に
即した屋外広告物等の規制及び誘導について

「枚方市屋外広告物条例・規則(案)及び枚方市景観計画(案)」 に関するパブリックコメント（結果公表）

「枚方市屋外広告物条例・規則(案)及び枚方市景観計画(案)」のパブリックコメントに、市民の皆様からご意見、ご質問をいただき、ありがとうございました。お寄せいただきましたご意見等と、それらに対する本市の考え方を以下のとおり公表します。

I. 意見募集期間

平成 27 年 10 月 1 日から平成 27 年 10 月 20 日まで

II. 意見受付方法

パブリックコメント専用ホームページへの入力、郵送、ファックス、意見回収箱へ投函

III. 意見提出者数及び内訳

意見提出者 個人：5 人、団体：1 団体

方法	入力フォーム	郵送	ファックス	投函
人数	3	1	1	1

IV. 項目別意見数

枚方市屋外広告物条例・規則(案) に関すること	10 件
枚方市景観計画(案) に関すること	0 件
合計	10 件

V. 内 容（枚方市屋外広告物条例・規則(案) に関すること）

	No	項目	ご意見等	市の考え方
個人	1	区域	今回改正では河川軸制限区域として天野川、穂谷川がはいっていますが、なぜ船橋川は入っていないのでしょうか？ 新名神が開通すると大型の屋外看板の設置が危惧されます。船橋川および周辺の生活・憩環境が一変してしまいます。新名神本体工事については住民も意識していますが、開通後に大型看板が設置されたら、こんな話は聞いていない、と相当なトラブルが危惧されます。 また、船橋川は遊歩道が憩いの散歩道となっていて、住民のジョギングや付近学校の生徒たちの練習コースにもなっています。 親水空間の景観確保を強く要望します。船橋川についても対象エリアにしてください。対象エリアになっていない合理的理由がある場合は、それを提示してください。	景観計画の河川軸につきましては、規模や沿岸の整備状況、市域を横断する景観軸としての要素の有無等を勘案して定めております。 このため、今回の基準等見直しの方針においては、本市景観計画との整合を図ることとし、船橋川沿岸区域については河川軸制限区域としての位置づけは行っておりません。 しかし、新名神の整備と一部重複する箇所がありますので、当該箇所における船橋川沿岸区域の景観の方向性については、今後の新名神沿道の整備の計画を見極め、景観計画の変更も含めた検討を考えてまいります。 〔パブリックコメント資料P. 1-4 参照〕

	No	項目	ご意見等	市の考え方
個人	2	基準	「良好な広告条件」とはなかなか考えられない。人気のある看板となり、市民の通行安全に不安を与えないものであろうと思う。 枚方市内では原則として、公共道路の地上広告看板、立看板、のぼり等は禁止すべきである。私有地であってもいつの間にか公共地に突き出してくるので厳しく制限すべきである。違法駐車、駐輪、プランター設置等に拮がっていき、市民の交通安全を阻害し、また、何かあった時の緊急車、消防車等の通行の邪魔となる。	屋外広告物法は、「良好な景観の形成」「風致の維持」「公衆に対する危害防止」を目的とするもので、本市屋外広告物条例もこの目的を達成するための基準等を規定しており、広告物を掲出することで安全を阻害することになるもの等については、禁止物件や禁止広告物として現行条例でも定めております。改正案においても現行条例と同様に、街灯、信号機及び道路標識並びに道路上の柵及び駒止への広告物の掲出は禁止する等しており、引き続き道路交通の安全確保にも配慮してまいります。 [パブリックコメント資料 P. 1-6(3)(4)参照]
個人	3	区域	道路軸制限区域とし、現行の路線型表示制限区域の沿線 500m規制から 50mに変更されますが、許可基準は全く変わっておりません。 これでは、道路から見た実際の景観に変化は無く、市内外の方が多く利用する主要な移動軸であり、優れた景観の形成を図るべき区域であるとは思えません。 重要視すべきは、規制範囲（沿線距離）では無く、実際に展望（視認）出来る場合の規制であり、道路上から見た良好な景観の形成を図って頂きたいと思います。 確かに、実際に広告面が視認出来るかの判断を許可申請時に行うのは、現地確認が必要となり、行政負担が増えると思いますが、路線型規制で実際に視認出来るかで規制に強弱を付けている自治体も全国では多く、不可能ではないと思います。	道路軸制限区域の範囲の変更につきましては、表示制限を課す必要のある範囲を精査したうえで、区域を今回変更することとしております。今回、沿道から 50mの区域を表示制限の対象とすることで、景観計画との整合も図り、より良好な景観形成につながると考えております。 また、今回の改正による景観（展望景観を含む）への影響を見守り、展望できる範囲への規制については、今後の検討事項と考えております。 なお、表示制限のかからない区域につきましては、許可が必要な広告物については許可の基準により、過度に大きな広告物の掲出を制限しております。 [パブリックコメント資料 P. 1-4、P. 1-8(7)参照]

	No	項目	ご意見等	市の考え方
個人	4	基準 (例外 基準)・ 適正管理	高さ4m以下ですと、工作物であっても、確認申請も必要とせず、屋外広告物許可申請も不要なものが多く、万一の時の安全管理などの指導や責任の所在を明確に出来るのか心配です。	今回の改正案では、広告物の規模や許可申請の可否に関わらず、管理者の設置を義務づけることとしています。また、必要な際には市が広告物に関して報告を求めることや、職員による立ち入り検査ができることとして規定し、安全管理の促進に努めてまいります。 〔パブリックコメント資料P.1-17(13)、P.1-18(16)参照〕
個人	5	基準 (例外 基準)	例外基準の適用対象である道路軸沿道の道先案内図の1基あたり30㎡以内、高さ10m以下と言うのは、大き過ぎるのではないのでしょうか。 道路から視認出来るものは5～10㎡位に抑えて、道案内(誘導)が必要な施設の対象を一般の病院や店舗等も可能としてくだされば、利便性も上がると思います。現在の考え方の継続であれば、資本力のある大きい量販店(大店法対象)や、公営病院などが、更に大きい看板で集客しようとするのに加担していると思わざるを得ません。	本規定の適用対象の施設については、利便性向上の観点から、不特定多数の方が誘導用や目印として捉えているものに限定しております。 このため、ある程度視認性をもって表示される規模として、一般的に多い一面が10㎡程度の3面表示する広告塔を想定して、1基あたりの総表示面積を30㎡以内としたものです。 〔パブリックコメント資料P.1-13表8(15)参照〕
個人	6	適正管理	最近、看板等が落下して、通行人が死亡したりケガをする事件が発生しています。これについても、ぜひ、条例案にいらしてください。	今回の改正案では、広告物の規模や許可申請の可否に関わらず、管理者の設置を義務づけることとしています。また、必要な際には市が広告物に関して報告を求めることや、職員による立ち入り検査ができることとして規定し、安全管理の促進に努めてまいります。 〔パブリックコメント資料P.1-17(13)、P.1-18(16)参照〕

	No	項目	ご意見等	市の考え方
個人	7	全体	重点区域（枚方宿地区）の、特に商業・業務環境ゾーンにおいては、販売促進としての広告と景観を創ることは利益相反となりやすいと考える。そのため景観の規制をつくり、事業者への負担を強いるのではなく、エリア毎に集中看板を設け、利用者（お客様）の利便性を図り、景観を創ることへの投資を行政側も行う（補助）等で景観が価値を創り、お客様を集め、事業の利益が出、更に賑わう、前向きなベクトルにする施策を考えていただきたい。 現在の規制では事業者メリットが見えない。賑わいを創るための施策としての規制を。	屋外広告物法は、「良好な景観の形成」「風致の維持」「公衆に対する危害防止」を目的とするもので、本市屋外広告物条例もこの目的の達成を念頭に置いています。また、本市の景観づくりの目標は、本市都市景観基本計画で「枚方の新たな魅力をつくる」こととして、良好な景観形成を推進しています。今回の改正は、屋外広告物施策と密接に係る景観施策との整合を図り、良好な景観形成により、まちの価値をつくっていくため、広告物の基準等の見直しを行うものです。 なお、重点区域（枚方宿地区）では、歴史的景観の保全及び整備のための補助制度を設けております。また、重点区域を含む枚方市駅周辺の新しいまちづくりの賑わい創りには、景観協定など良好な景観形成につながる市民や事業者の自主的な活動への支援が有効であると考えています。
法人	8	基準	景観重点区域以外で色彩基準はありますか。	今回の改正案では、ありません。 〔パブリックコメント資料P. 1-11(10)参照〕
法人	9	手続き	許可申請を行う義務や責任は誰に発生するのですか。	広告物の掲出をしようとする方が許可申請を行う責任を負うこととなります。この対象は、現行条例と同様となっております。 〔パブリックコメント資料P. 1-8(6)参照〕

	No	項目	ご意見等	市の考え方
法人	10	管理	許可が必要な広告物のうち、一定の規模を超えるものには有資格者による点検が必要とありますが、点検した有資格者が何らかの書類を作成する必要はありますか。	市に提出していただく書類としては、継続許可申請の際に「自主点検結果報告書」が必要です。この扱いは、現行条例と同様となっております。 点検の内容としては、現行条例と同様に、取付け部分、主要部材、ボルト等の状況確認及びその改善対応を想定しております。

※本パブリックコメントの内容に関するものでないご意見は、公表をしないこととしております。

VI. 「枚方市屋外広告物条例・規則(案)」及び「枚方市景観計画(案)」への反映
原案どおりといたします。

枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に 即した屋外広告物の規制及び誘導について

屋外広告物と景観の関係について

屋外広告物法の目的は、「良好な景観形成や風致の維持、及び公衆に対する危害を防止すること」とされています。また、景観法の目的は「良好な景観形成を促進すること」とされています。

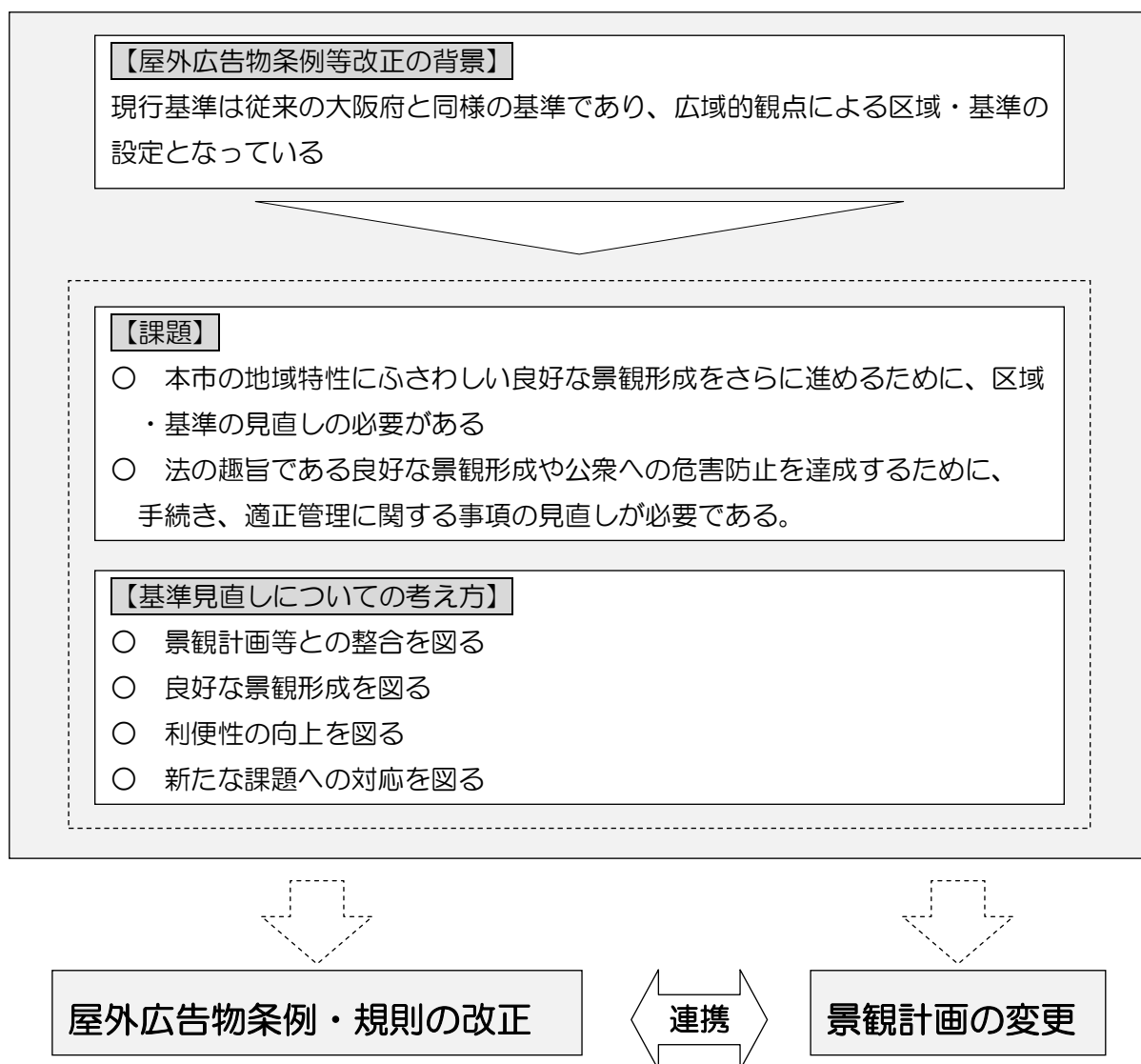
このように、屋外広告物と景観とは密接に関係しており、屋外広告物が景観に与える影響は非常に大きいことから、良好な景観形成のためには、屋外広告物に対する規制誘導との連携が不可欠です。

【屋外広告物条例等改正の背景】

本市では平成 26 年 4 月に枚方市屋外広告物条例（以下「屋外広告物条例」という。）を施行し、従来の大阪府と同様の基準により、屋外広告物について良好な景観形成と公衆の危害防止を推進してきました。

今回、本市の地域特性にふさわしい良好な景観形成をさらに進めるため、景観を構成する重要な要素である屋外広告物について、その掲出状況や市民意識を踏まえ、表示の基準や手続き等を規定する条例の改正をします。また、これに併せて、景観法に基づき策定された、枚方市景観計画（以下「景観計画」という。）での屋外広告物に関する記述について、双方の連携を図るために一部変更を行います。

（屋外広告物条例等改正について）



目次

I-1. 屋外広告物条例・規則改正（案）の大項目について	P.1-1
I-2. 屋外広告物条例・規則改正（案）の概要について	P.1-3
II-1. 景観計画の変更（案）の大項目について	P.2-1
II-2. 景観計画の変更（案）について	P.2-2

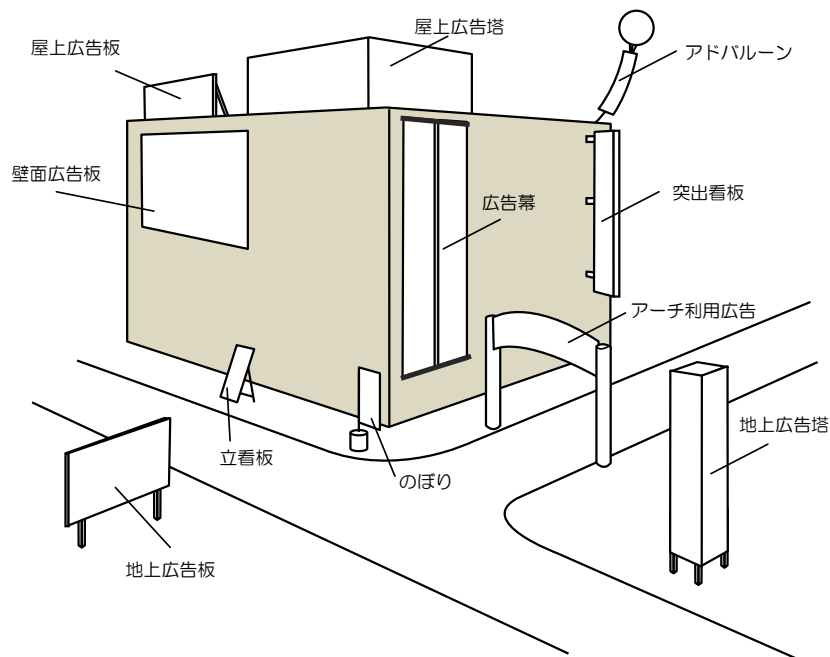
【屋外広告物とは】

屋外広告物とは常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して掲出される看板、立看板、はり紙、広告塔、広告板、広告幕などの広告物をいいます。

このなかには商業広告など営利目的のものはもちろん、個人の名前や事務所・営業所名の表示、各種の行事、催物、集会等の案内など公衆に宣伝、広報するものも含まれます。

ただし、次のようなものは屋外広告物に該当しません。

- ・街頭で配布されるチラシなどの定着性のないもの
- ・建築物や自動車の窓ガラス等の内側から貼られたもの
- ・駅、工場、野球場内等で、その構内に入る特定の人を対象とするもの
- ・単に光を発するもの（サーチライトなど）



【屋外広告物の種類】

※本条例で扱う広告物は全て屋外に掲出されるものを指します。

I-1 屋外広告物条例・規則改正（案）の大項目について

屋外広告物条例の改正にあたっては、関連計画との整合を図り、実態調査や市民アンケートの結果を踏まえて区域を見直し、また、地域特性にあった規制・誘導基準等となるよう改正を行います。

1. 区域の見直し

関連計画である景観計画との整合を図り、また、実態に即した区域区分とするため、区域の追加及び範囲を見直します

主な内容

- ・対象区域を市全域とする
- ・区域（道路軸制限区域・河川軸制限区域・景観重点区域（枚方宿地区））の見直し

2. 基準の見直し

設置される場所や、広告物の種別（屋上広告物、自立広告物等）に応じた適正な基準となるよう見直します

主な内容

- ・広告物の掲出禁止地域等、禁止物件、禁止広告物を見直し
- ・制限区域において、一部の非自家用広告物の規制を強化
- ・枚方市駅周辺区域の一部で屋上広告物の新設を禁止
- ・景観重点区域（枚方宿地区）に色彩の基準を追加
- ・例外的に掲出が出来る広告物について要件を見直し

3. 手続きの見直し

事前協議制や除却届出等、必要な手続きについて見直します

主な内容

- ・景観重点区域（枚方宿地区）で事前協議制を導入
- ・適正に掲出されている既存広告物が、基準の強化や区域の変更等により不適合となる場合の経過措置を見直し
- ・広告物の掲出を中止した場合、広告物を滅失・除却した場合の届出制度の追加

4. 適正管理に関する見直し

広告物が適正に管理されるよう、管理者の設置や指導等の対象者について見直します

主な内容

- ・許可対象外の広告物の管理者設置について規定の追加
- ・指導対象者の拡大
- ・報告を求めること、立ち入り検査ができる規定の追加

屋外広告物条例・規則の改正（案）の概要〈表１〉

見直しの大項目	見直し項目 （（数字）は P.1-3 以降の見出し番号と同一）	参考項目【変更なし】
1. 区域の見直し	(1) 区域の見直し	
2. 基準の見直し	(2) 禁止地域等（広告物の掲出を禁止する地域等） (3) 禁止物件（広告物の掲出を禁止する物件） (4) 禁止広告物 (8) 表示の基準（制限区域：道路軸制限区域） (9) 表示の基準 （制限区域：河川軸制限区域、東部制限区域） (10) 表示の基準（景観重点区域（枚方宿地区）） (11) 例外的に掲出ができる広告物	(7) 許可の基準
3. 手続きの見直し	(5) 許可に際する事前協議 (6) 掲出の許可、継続許可、変更許可等 (12) 禁止地域等の指定等に伴う経過措置 (14) 工事完了等の届出	
4. 適正管理に関する 見直し	(13) 管理者の設置と管理義務 (15) 指導等、命令、許可の取り消し (16) 報告・検査 (18) 罰則	(17) 処分、手続き等 の効力の承継

I-2 屋外広告物条例・規則改正（案）の概要について

― 【参考：屋外広告物条例について】 ―

目的及び市、事業者、市民の責務を次のとおりと定めています。（※今回変更なし）

（目的）

広告物の掲出並びに屋外広告業について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（市、事業者、市民の責務）

・市の責務

良好な景観の形成、風致の維持及び公衆の危害を防止するために広告物の掲出について啓発及び施策を実施する。

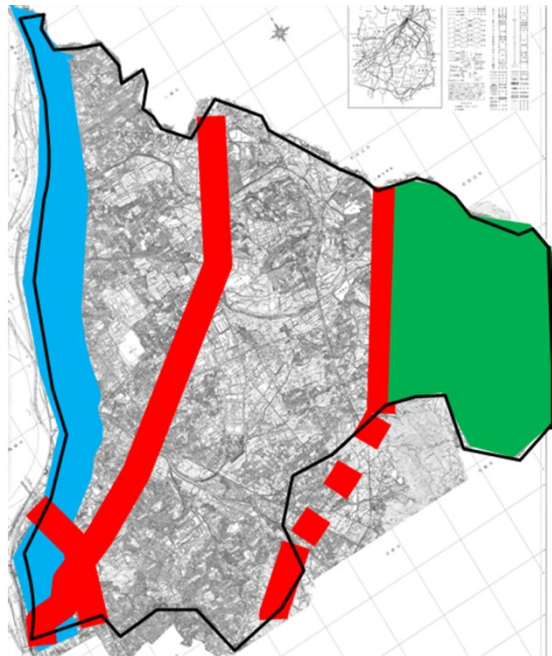
・事業者及び市民の責務

市が実施する施策に協力する。

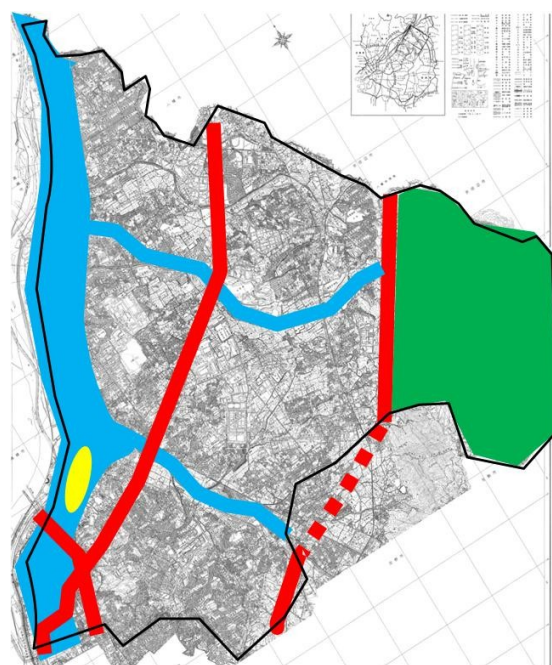
(1) 区域の見直し

主旨 関連計画である景観計画との整合を図り、また、実態に即した区域区分とします。

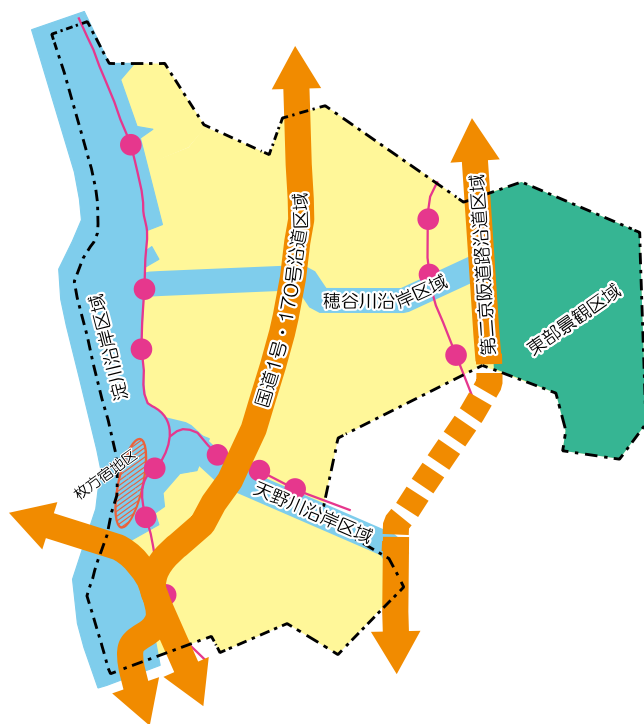
(現行の屋外広告物規制の区域区分)〈図3〉



(改正後の屋外広告物規制の区域区分(案))〈図4〉



(現行の景観計画の区域区分)〈図5〉



凡例

- : 道路軸制限区域
 - : 河川軸制限区域
 - : 東部制限区域
 - : 景観重点区域(枚方宿地区)
- ※無着色の区域にも、許可が必要な広告物には(7)許可の基準がかかります

- ①対象区域を市全域に
- ②道路軸制限区域の範囲見直し
: 国道1号・170号・第二京阪道路からの範囲を縮小
(沿道500mまでを50mまでに)
- ③河川軸制限区域の区域追加
: 天野川・穂谷川沿岸区域を追加
(沿岸50mまでの区域)
- ④景観重点区域(枚方宿地区)の区域追加

(2) 禁止地域等（広告物の掲出を禁止する地域等）

主旨 広告物を掲出することが望ましくない地域等を定めています。

広告物を掲出できない地域を「禁止地域等」※として定めています。変更後は、禁止地域等を下記のように変更します。（※現行の条例では「禁止区域」としています）

現 行	変 更 後
①第1種低層住居専用地域（※1） ②以下のうち市長が指定する地域又は場所（※4） ・第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域（※1） ・景観地区（※2） ・特別緑地保全地区（※3） ③文化財保護法の規定による以下の地域 ・重要文化財（建造物に限る）に指定された敷地及びその周辺の地域で市長が指定するもの（※4） ・史跡、名勝若しくは天然記念物又は特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物の地域に指定又は仮指定されたもの ④大阪府文化財保護条例の規定による以下の地域 ・大阪府指定有形文化財（建造物に限る。）に指定された敷地及びその周辺の地域で市長が指定するもの（※4） ・大阪府指定史跡、大阪府指定名勝又は大阪府指定天然記念物の地域に指定されたもの ⑤森林法の規定により保安林として指定された森林のある地域で市長が指定するもの（※4） ⑥道路若しくは鉄道又はこれらに接続する地域で、市長が指定するもの（※4） ⑦古墳及び墓地 ⑧官公署、学校、研究所、図書館、美術館、音楽堂、公会堂、記念館、体育館、天文台又は記念塔の敷地	① } ② } (変更無し) ③ } ④ } ⑤ } ⑥鉄道又はこれに接続する地域で、市長が指定するもの（※4） ⑦（変更無し） ⑧ 削除 現行項目に以下を追加 ⑨枚方市文化財保護条例の規定により指定された枚方市指定文化財のうち、建造物の敷地及びその周辺の地域で市長が指定するもの並びに記念物の地域又は場所（※4） ⑩枚方市景観条例の規定により定めた景観重点区域若しくは景観形成区域又はこれらに隣接する地域で、市長が指定するもの（※4）

※1：都市計画法の規定による

※3：都市緑地法の規定による

※2：景観法の規定による

※4：市長の指定するものは現在ありません

(3) 禁止物件（広告物の掲出を禁止する物件）

主旨 広告物を掲出することが望ましくない物件を定めています。

広告物を掲出できない物件を「禁止物件」として定めています。変更後は、禁止物件を下記のように追加します。

現 行

- ①街路樹及び路傍樹
- ②橋りょう及び地下道の上屋
- ③トンネル、高架構造物、道路の分離帯及び道路又は鉄道の擁壁
- ④街灯（道路法に規定する道路管理者が設置するものに限る。）、信号機及び道路標識
- ⑤道路上の柵及び駒止
- ⑥消火栓及び火災報知機
- ⑦郵便差出箱及び公衆電話所
- ⑧送電塔及び送受信塔
- ⑨形像及び記念碑
- ⑩景観法の規定により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木（※１）

変 更 後

①～⑩（変更無し）

現行項目に以下を追加

⑪枚方市景観条例の規定により指定された歴史的景観建造物（※２）

※１：景観重要建造物、景観重要樹木の指定は現在ありません

※２：歴史的景観建造物は、現在１４件指定されています（全て枚方宿地区）

(4) 禁止広告物

主旨 屋外広告物法及び条例の趣旨に反する広告物を示し、禁止します。

掲出できない広告物を「禁止広告物」として定めています。変更後は具体的に示しています。

現 行

公衆に対して著しく危害を及ぼすおそれがある広告物は、掲出してはならない

変 更 後

- ①著しく汚染し、又は塗料等のはく離した広告物
- ②著しく破損し、又は老朽した広告物
- ③倒壊又は落下のおそれのある広告物
- ④信号機若しくは道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのある広告物
- ⑤道路交通の安全を阻害するおそれのある広告物
- ⑥前各号に掲げるもののほか、公衆に対し著しく危害を及ぼすおそれのある広告物

(5) 許可に際する事前協議

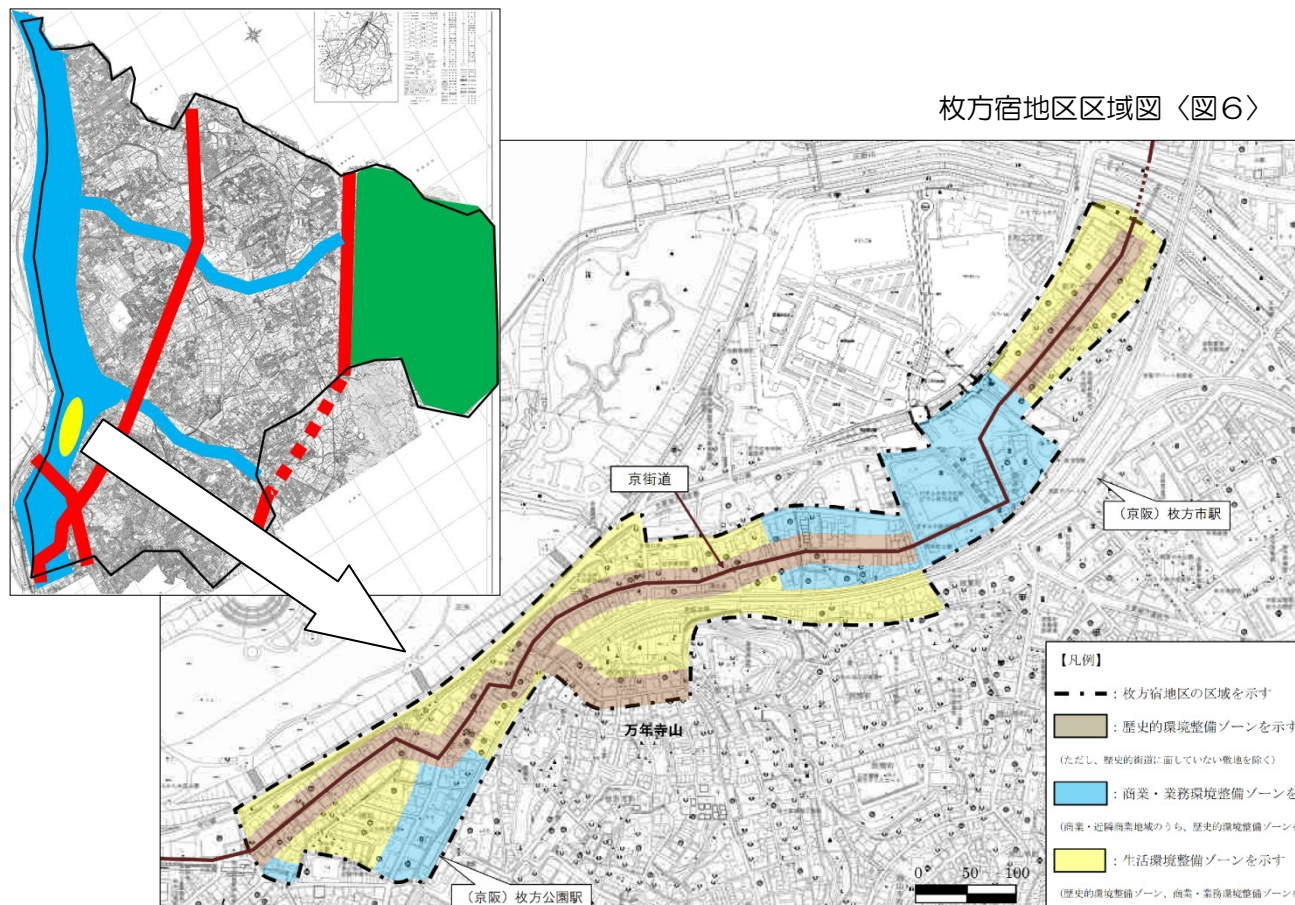
主旨 枚方宿地区は、景観計画において景観重点区域と位置づけられており、京街道沿い等の歴史的景観に配慮した良好な景観の保全・創造等を図るものとされています。このことを踏まえ、歴史的環境整備ゾーンから見える広告物が落ち着いた色彩で計画されることを目的として事業者と協議し、その理解を求めようとするものです。

枚方宿地区では、広告物（屋上広告物・壁面広告物・自立広告物に限る）を新設して掲出する場合で、その表示面の2/3を超えて以下の基準を超える彩度の色を使用する場合に、許可申請の前に協議を行うこととして定めます。

枚方宿地区での色彩基準 〈表2〉

【歴史的環境整備ゾーン】	【広告物地色の色彩基準（基本色）】 ・ R（赤）、YR（橙）系の色相の場合、彩度10以下 ・ Y（黄）系の色相の場合、彩度8以下 ・ その他の色相の場合、彩度6以下に努める ※JIS のマンセル表色系による
（対象規模）表示面積5㎡を超える広告物	
【商業・業務環境整備ゾーン】【生活環境整備ゾーン】	
（対象規模）15m を超える位置にあり、かつ表示面積100㎡を超える広告物	

※各ゾーンの範囲は図6を参照してください



（６）掲出の許可、継続許可、変更許可等

主旨 広告物を掲出する際等の手続きについて定めています。

広告物を掲出する際には、あらかじめ許可を受けることを必要としています。この許可の期間は最長を２年（貼紙、立看板等は３ヶ月※）とし、当該期間満了の際には継続の許可手続きが必要となります。また、許可に係る事項に変更がある場合は、変更の許可又は届出の手続きが必要となります。

※現行の、貼紙・立看板等の許可の期間（最長 30 日）から変更

（７）許可の基準（※今回変更なし）

主旨 許可が必要な広告物について、最低限の基準を定めています。

制限区域（※１）のかからない区域には、以下の基準がかかります。
（制限区域（※１）のかかる区域には、各区域に応じた基準がかかります。）

制限区域のかからない区域の基準〈表３〉

種 別	許 可 基 準	
屋上広告物	たて	建物の高さの 2/3 以内
	よこ	建物の幅の範囲内
壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内
	よこ	建物の幅の範囲内

○自立広告物は基準なし

○自家用（※２）・非自家用（※３）の区別なし

※１：以下のいずれかの区域をいいます

- ・道路軸制限区域：（８）表示の基準（制限区域：道路軸制限区域）を参照してください
- ・河川軸制限区域・東部制限区域：（９）表示の基準（制限区域：河川軸制限区域、東部制限区域）を参照してください

※２：自家の事業又は営業の内容を表示するため、自己の事業所、事務所、営業所等に掲出する広告物
（例）「〇〇店舗」「△△ハイツ」

※３：※２以外の広告物
（例）「50m先〇〇店舗」

(8) 表示の基準（制限区域：道路軸制限区域）

主旨 「道路軸制限区域」には路線型の見通しに配慮するものとして、下記の基準がかかります。

制限区域には、区域に応じた基準が、用途地域及び広告物の種別によって異なります〈表4〉

道路軸制限区域（沿道50m）					（凡例）  ：規制を見直す箇所 —：変更なし			
種別			重点制限区域		一般制限区域		制限緩和区域	
			用途地域：2低層、1中高、2中高		用途地域：1住居、2住居、準住居、準工、工業、工専、調整区域		用途地域：商業、近隣商業	
			現行	変更後	現行	変更後	現行	変更後
屋上 広告物	自家用	たて	建物の高さの1/3以内	—	建物の高さの2/3以内	—	建物の高さの2/3以内	—
		よこ	建物の幅の範囲内	—	建物の幅の範囲内	—	建物の幅の範囲内	—
	非自家用	たて	設置不可	— 	設置不可	— 	建物の高さの2/3以内	—
		よこ					建物の幅の範囲内	—
壁面 広告物	自家用	たて	建物の高さの1/2以内	—	建物の高さの範囲内	—	建物の高さの範囲内	—
		よこ	建物の幅の範囲内	—	建物の幅の範囲内	—	建物の幅の範囲内	—
	非自家用	たて	設置不可	— 	設置不可	— 	建物の高さの範囲内	—
		よこ					建物の幅の範囲内	—
その他 広告物	自家用	たて	規制なし	—	規制なし	—	規制なし	—
		よこ						
	非自家用	表示面積	設置不可	— 	設置不可	— 	50m以内	30m以内
		高さ					広告板等：5m以内 広告塔：15m以内	広告板等・広告塔とも 10m以内

：一部緩和

※1の緩和対象については、「(11) 例外的に掲出ができる広告物」〈表8〉(15)を参照してください

(9) 表示の基準（制限区域：河川軸制限区域、東部制限区域）

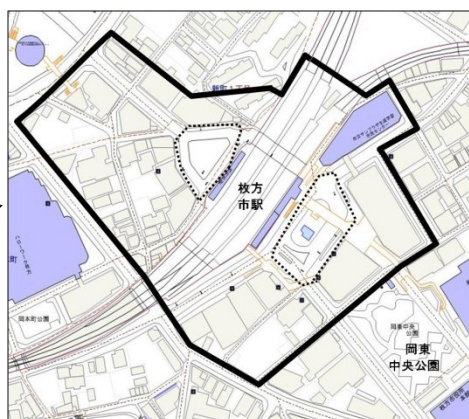
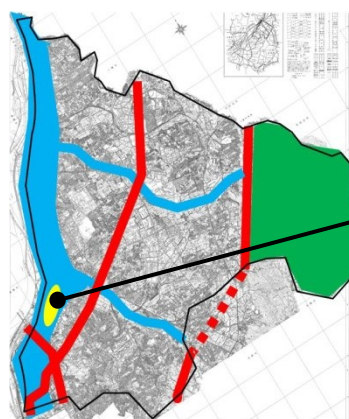
主旨 「河川軸制限区域」「東部制限区域」には面型の区域について、遠景に配慮するものとして、下記の基準がかかります。また、枚方市駅周辺については、良好な景観形成の必要性や今後の再開発による変化を見すえ、一部広告物の掲出を禁止します。

制限区域には、区域に応じた基準が、用途地域及び広告物の種別によって異なります（表5）

河川軸制限区域（淀川：沿岸500m、天野川・穂谷川：沿岸50m）、東部制限区域								
（凡例） ：規制を見直す箇所 —：変更なし								
種別			重点制限区域		一般制限区域		制限緩和区域	
			用途地域：2低層、1中高、2中高		用途地域：1住居、2住居、準住居、準工、工業、工専、調整区域		用途地域：商業、近隣商業	
			現行	変更後	現行	変更後	現行	変更後
屋上 広告物	自家用	たて	建物の高さの1/3以内	—	建物の高さの1/3以内	—	建物の高さの2/3以内	— ※2
		よこ	建物の幅の範囲内	—	建物の幅の範囲内	—	建物の幅の範囲内	—
	非自家用	たて	建物の高さの1/3以内	—	建物の高さの1/3以内	—	建物の高さの2/3以内	— ※2
		よこ	建物の幅の範囲内	—	建物の幅の範囲内	—	建物の幅の範囲内	—
壁面 広告物	自家用	たて	建物の高さの範囲内	—	建物の高さの範囲内	—	建物の高さの範囲内	—
		よこ	建物の幅の範囲内	—	建物の幅の範囲内	—	建物の幅の範囲内	—
	非自家用	たて	建物の高さの範囲内	—	建物の高さの範囲内	—	建物の高さの範囲内	—
		よこ	建物の幅の範囲内	—	建物の幅の範囲内	—	建物の幅の範囲内	—
その他 広告物	自家用	たて	規制なし	—	規制なし	—	規制なし	—
		よこ						
	非自家用	表示面積	7㎡以内	—	規制なし （東部制限区域の調整区域：7㎡以内）	30㎡以内 （東部制限区域の調整区域：7㎡以内）	規制なし	—
		高さ	広告板等：5m以内 広告塔：15m以内	広告板等・広告塔とも10m以内	規制なし （東部制限区域の調整区域は 広告板等：5m以内 広告塔：15m以内）	広告板等・広告塔とも10m以内 （東部制限区域の調整区域は5m以内）		

※2：枚方市駅周辺のうち、一部の商業地域に限り15mを超える位置への広告物新設禁止

※2の屋上広告物を新設禁止する地域（枚方市駅周辺のうち一部商業地域）〈図7〉



（区域境界位置について）

京阪電車枚方市駅の駅舎を含め、道路で区切られた範囲を基本とし、一部（駅北西側）を用途地域境界線を区域境界として設定します。

(10) 表示の基準（景観重点区域（枚方宿地区））

主旨 「景観重点区域（枚方宿地区）」には、面型の周辺景観及び遠景に配慮するものとして、下記の基準がかかります。

○広告物の大きさの基準は、制限区域の基準がかかります

・・・「(9) 表示の基準（制限区域：河川軸制限区域、東部制限区域）」表5を参照してください

○上記基準のほかに、色彩、デジタルサイネージ（電光表示する広告物）について、今回新たに基準を設けます

枚方宿地区における色彩、デジタルサイネージに関する基準〈表6〉 ※色彩はJISのマンセル表色系による

枚方宿地区のゾーン区分	色彩の基準※	デジタルサイネージの基準
【歴史的環境整備ゾーン】 （街道沿い）	以下の彩度を超える色は、表示面の2／3以内とするよう努める。 ・ R（赤）、Y R（橙）系の色相の場合、彩度10 ・ Y（黄）系の色相の場合、彩度8 ・ その他の色相の場合、彩度6	電光表示するものの使用は控える。使用する際は、光量や点滅により伝統的なまちなみ景観を損なわないよう努める。
【商業・業務環境整備ゾーン】 【生活環境整備ゾーン】		電光表示するものを使用する際は、光量や点滅により伝統的なまちなみ景観を損なわないよう努める。

(11) 例外的に掲出ができる広告物

主旨 社会生活を営む上で必要性の高い広告物や、必要の範囲内と認められる広告物を、例外的に掲出できるものとして定めています。

社会生活を営む上で必要性の高い広告物は、各種の規制（禁止物件、禁止地域等、制限区域、表示の基準等）の適用が例外として、全部又は一部除外されます。

【現 行】〈表7〉

除外番号	広告物の種類	除外の内容	表示面積・大きさ	掲出位置	その他
(1)	他の法令の規定により掲出するもの	許可不要 除外内容 ・ 禁止物件 ・ 禁止区域 ・ 制限区域 ・ 表示方法等の制限物件（※1）			
(2)	道先案内図その他公共上やむを得ないもので、公共団体、公益法人等の団体が掲出するもの				表示面積が40㎡を超える広告塔・広告板は、届出が必要
(3)	自家用広告物		（表示総面積）（※2） 7㎡以内		
(4)	冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に掲出するもの				
(5)	講演会、展覧会、音楽会等の催物のためその会場の敷地内に掲出するもの				

除外 番号	広告物の種類	除外の内容	表示面積・大きさ	掲出位置	その他
(6)	自己の管理する土地・物件に管理上の必要に基づき掲出するもの	許可不要 除外内容 ・禁止区域 ・制限区域	(1基あたり) 7㎡以内	地上から最 上端まで 5m以内	
(7)	公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するもの		・0.5㎡以内 ・表示方向から見て当該施設等の外郭線内を一平面とみなした場合の平面 1/20以内		
(8)	(6)(7)以外の営利を目的としない広告物 政治団体、自治会などの非営利団体が営利を目的としない行事集会などを周知するために掲出するもの		(1)はり紙、はり札 たて 1.2m以内 よこ 0.8m以内 (2)立看板 たて 2.0m以内 (脚部を含む) よこ 1.5m以内		明示事項 ・掲出者・管理者の氏名・名称・連絡先 ・設置の期間
(9)	道先案内図その他公衆の利便に供するもの	許可必要 除外内容 ・禁止区域 ・制限区域	(1基あたり) 5㎡以内	地上から最 上端まで 5m以内	掲出個数は2個まで
(10)	自家用広告物で、都市計画法第11条第1項第5号・第6号に規定する施設・敷地内に掲出するもの (学校・図書館等の教育文化施設 ・病院・保育所等の医療施設 ・保育所等の社会福祉施設に表示する)	許可必要 除外内容 ・禁止区域			
(11)	電柱・停留所標識を利用するもの (※制限区域の適用は受けません)		電柱や停留所標識を利用する広告物の許可基準が別途有		
(12)	規則で定めるはり紙、はり札又は立看板であって、掲出期間が30日を超えないもの	許可不要	(1)はり紙、はり札 たて 1.2m以内 よこ 0.8m以内 (2)立看板 たて 2.0m以内 (脚部を含む) よこ 1.5m以内		明示事項 ・掲出者・管理者の氏名・名称・連絡先 ・設置の期間
(13)	自治会、商店街振興組合等が、広告主との契約に基づき道路・道路に接続する場所(市が所有するもの等)に表示する広告物で、その地域における次の公共的な取組への費用に充てるためのもの ・道路の清掃又は美化 ・街灯、ベンチ、上屋等の整備又は管理 ・公共団体と地域住民が実施主体となる催物 ・道路環境向上等の営利目的でない事業・活動で、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化・にぎわいの創出等に寄与するもの ・防犯等地域における公共的な取組に要する費用の資金を得るために表示するもの	適用除外の許可必要 除外内容 ・禁止物件 ・禁止区域 ・制限区域			
(14)	大阪府・本市が、その管理する道路の管理に要する費用の一部に充てるため、広告主との契約に基づきその道路に表示するもの (上記用途に広告主が賛同するもの)				

※1：表示方法等の制限物件：電柱・停留所標識を利用する広告物

※2：広告物の「表示総面積」とは、許可が必要な広告物の表示面積の合算をいう。

(備考) その他、特に市長が定める場所・施設を利用して又は市長が定める規格に従って表示するものが例外的に掲出できる場合があります。

【変更後】〈表8〉

(凡例)

■ : 基準を見直す箇所

■ : 除外の内容を見直す項目

■ : 新設する項目

除外 番号	現行 (表7) 除外 番号	広告物の種類	除外の内容	表示面積・大きさ	掲出位置	その他
(1)	(1)	他の法令の規定により掲出するもの				
(2)	(2)	道先案内図その他公共上必要なもので、国、公共団体、公益法人等の団体が掲出するもの				
(3)	(7)	公益上必要な物件に寄贈者名等を表示するもの				
(4)	新	非常災害のため必要な応急措置として掲出するもの	許可不要			
(5)	(4)	冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に掲出するもの	除外内容			
(6)	(5)	講演会、展覧会、音楽会等の催物のためその会場の敷地内に掲出するもの	・禁止物件 ・禁止地域等			
(7)	(6)	自己の管理する土地・物件に管理上の必要に基づき掲出するもの	・制限区域 ・表示方法等の制限物件(※1)	(1基あたり) ・7㎡以内 (枚方宿地区歴史的 環境整備ゾーンは 5㎡以内) ・高さ(※2) 4m以内		
(8)	(3)	自家用広告物		(表示総面積)(※3) 7㎡以内 (枚方宿地区歴史的 環境整備ゾーンは 5㎡以内)		
(9)	(8)	自治会、商店会等がその活動のために掲出するもの				
(10)	(8)	公職選挙法による選挙運動のために掲出するもの				
(11)	(8)	政治団体が政治活動のために掲出する簡易広告物(※4)	許可不要			
(12)	新	工事現場の仮囲い・防護材に掲出するもの	除外内容 ・禁止地域等 ・制限区域			・設置期間 1 年以内 ・表示内容は商品の販売を目的としない内容に限る
(13)	新	車両、船舶、航空機、人、動物等に掲出するもの				
(14)	(8)	上記以外の営利を目的としない自家用以外の簡易広告物(※4)		高さ(※2) 4m以内		明示事項 ・掲出者・管理者の氏名・名称・連絡先 ・設置の期間
(15)	(9)	道先案内図(道路軸沿道)(公衆の利便に供するものに限る)	許可必要 (沿道道先案内適用の許可) 除外内容 ・禁止地域等 ・制限区域(路線型)	(1基あたり) 30㎡以内	地上から最 上端まで 10m以内	・掲出個数は4個まで ・施設への道案内の目的のものに限る (屋上・壁面広告物には、用途地域に応じて路線型表示制限区域の自家用広告物と同様の大きさの基準がかかる)
(16)	(9)	道先案内図その他公衆の利便に供するもの(上記(15)に掲げるものを除く)	許可必要 除外内容 ・禁止地域等 ・制限区域	(1基あたり) 5㎡以内	地上から最 上端まで 5m以内	

除外 番号	現行 (表7) 除外 番号	広告物の種類	除外の内容	表示面積・大きさ	掲出位置	その他
(17)	(10)	自家用広告物で、以下の施設・敷地内に掲出するもの ・学校・図書館等の教育文化施設 ・病院等の医療施設 ・保育所等の社会福祉施設	許可必要 除外内容 ・禁止地域等	(屋上広告物) たて：建物の高さの 1/3まで よこ：建物の幅の 範囲内		壁面広告物には、許可 の基準の大きさ基準が かかる
(18)	(11)	電柱・停留所標識を利用するもの (制限区域の適用は受けません)		電柱や停留所標識を利用する広告物の許可基準が別途有		
(19)	新	自家用広告物	許可必要 除外内容 ・禁止地域等 (文化財指定関 係等の一部区 域に限る) ・禁止物件 (景観重要建造 物等・歴史的 景観建造物に 限る)			
(20)	新	自家用の簡易広告物(※4)		高さ(※2)4m以内		
(21)	(12)	表示期間が3ヶ月を超えない自家用以 外の簡易広告物(※4)	許可不要	高さ(※2)4m以内		明示事項 ・掲出者・管理者の氏 名・名称・連絡先 ・設置の期間
(22)	(13)	自治会、商店街振興組合等が、広告主 との契約に基づき道路・道路に接続する 場所(市が所有するもの等)に表示する 広告物で、その地域における次の公共的 な取組への費用に充てるためのもの ・道路の清掃又は美化 ・街灯、ベンチ、上屋等の整備又は管理 ・公共団体と地域住民が実施主体となる 催物 ・道路環境向上等の営利目的でない事 業・活動で、道路利用者の利便性の向 上、地域の活性化・にぎわいの創出等 に寄与するもの ・防犯等地域における公共的な取組に要 する費用の資金を得るために表示する もの	許可不要 除外内容 ・禁止地域等 ・禁止物件 ・制限区域			
(23)	(14)	国・大阪府・本市が、その管理する土 地・物件の管理に要する費用の一部に充 てるため、広告主との契約に基づきその 土地・物件に表示するもの (上記用途に広告主が賛同するもの)				

※1：表示方法等の制限物件：電柱・停留所標識を利用する広告物。

※2：広告物の「高さ」とは、壁面広告物又は屋上広告物にあっては広告物の縦の距離をいい、その他広告物にあっては地上から広告物最上端までの距離をいう。

※3：広告物の「表示総面積」とは、許可が必要な広告物の表示面積の合算をいう。

※4：「簡易広告物」とは、貼紙、貼札等、広告旗、立看板等をいう。

(備考) その他、特に市長が定める場所・物件を利用して又は市長が定める規格に従って表示するものが例外的に掲出できる場合があります。

(12) 禁止地域等の指定等に伴う経過措置

主旨 地域、表示の基準等が変更されたことにより基準を満たさなくなった広告物を是正するための期間として、経過措置の期間を定めています。

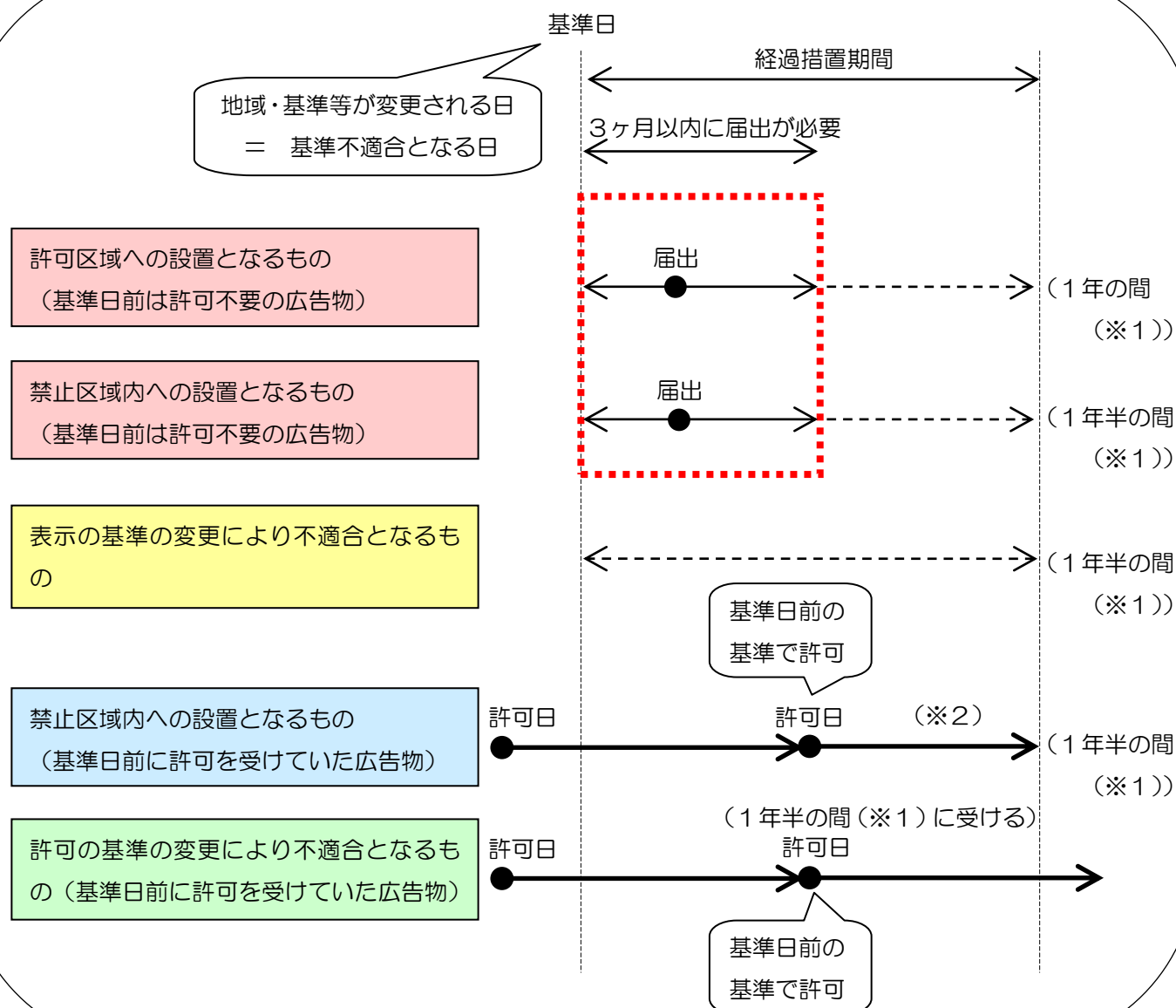
凡例

<--> 掲出可能な期間
 <==> 届出を提出する期間
 ●→ 許可の期間

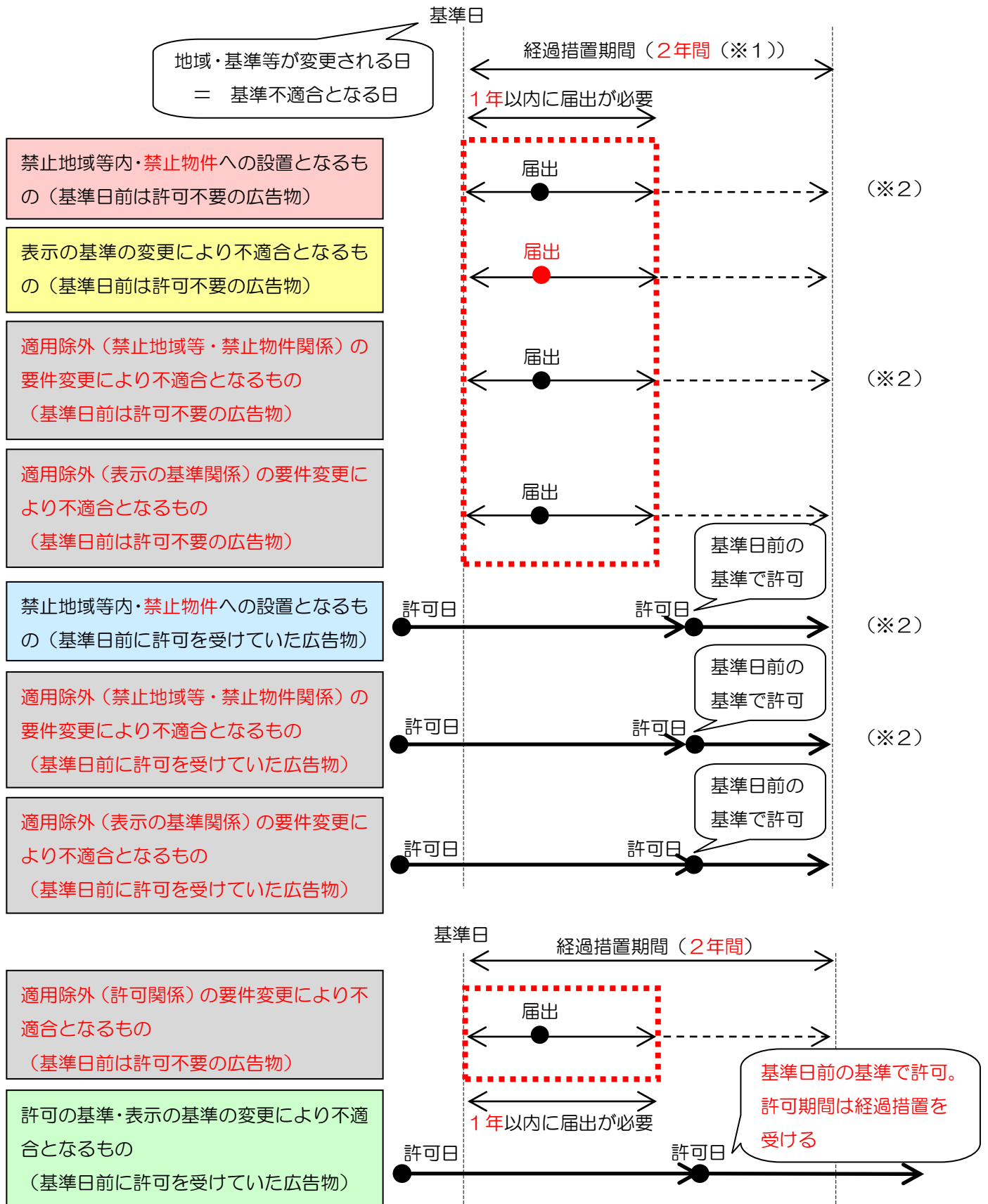
※1：堅ろうな広告物（鉄骨造・石造等耐久性のある構造のもので建築確認を受けているもの）の場合は3年間

※2：是正を除き、改造不可

【現行】 経過措置イメージ〈図8〉



【変更後】 経過措置イメージ〈図9〉



是正計画書を提出し、市長が適正な計画であると認めた場合にはそれぞれ経過措置期間の延長が可能

(13) 管理者の設置と管理義務

主旨 広告物を適正に管理することについて定めています。

現 行

- ①許可に係る広告物の掲出者は、その広告物を適正に管理するために管理者を置かなければならないと定めています
- ②許可に係る広告物の管理者は、住所が大阪府内にある者とするよう定めています（大阪府内の住所がある者に管理を委任することも可能）
- ③広告物の掲出者又は管理者は、良好な景観を害することや、公衆に対する危害を防止するために、広告物の点検、補修等をし、適正に管理するよう定めています
- ④許可が必要な広告物のうち、一定の規模を超えるもの（※１）を掲出する場合は、２年以内毎に有資格者（※２）による点検が必要であることを定めています

※１：高さが４mを超える広告物 ※２：屋外広告士、講習会修了者、建築士等

変 更 後

- ①許可対象外の広告物についても管理者を設置する規定を追加
- ②～④ （変更なし）

(14) 工事完了等の届出

主旨 広告物について工事完了・工事中止・滅失・除却した際の手続きについて定めています。

現 行

- ①許可に係る広告物の工事を完了したときは、届出をするよう定めています
- ②許可に係る広告物の許可の期間が満了した場合や、許可が取り消された場合は、その広告物を除却するよう定めています

変 更 後

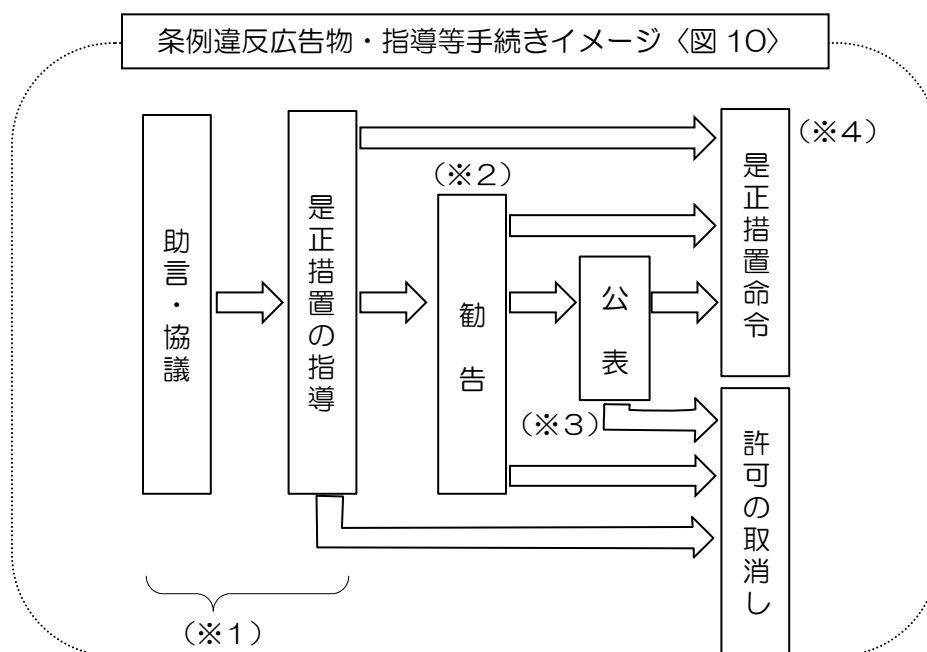
- ①、② （変更なし）

現行項目に以下を追加

- ③許可に係る広告物の工事を中止したときは、届出をするよう定めます
- ④許可に係る広告物を滅失又は除却した場合は、届出をするよう定めます
- ⑤禁止地域等の指定等に伴う経過措置を受けた広告物について、是正措置が完了した場合は、届出をするよう定めます

(15) 指導等、命令、許可の取り消し

主旨 広告物が条例に違反等している場合に、市長は、指導、勧告、公表、命令、許可の取り消しができることを定めています



指導及び処分の対象者〈表9〉

指導及び処分の種別 (「※数字」は図 10 に対応)	対象者	
	現 行	変更後
※1 (指導)	・ 広告主 (※)	・ 広告物の掲出者 ・ 管理者
※2 (勧告)		
※3 (公表)	・ 広告主 (※) ・ 許可に係る広告物の掲出者	
※4 (命令)	・ 広告物の掲出者 ・ 管理者	

(※) 広告主：広告物を掲出させる者・管理させる者

(16) 報告・検査

主旨 市長が、広告物に関する報告を求めることや、職員が土地や建物に立ち入り検査することについて、必要がある場合にできることとして定めています。

広告物の状況について確認する必要があるとき（表示に関する制限事項・管理に関する事項・違反広告物等への措置について、条例の施行に必要がある場合）に、広告物の掲出者又は管理者に報告等を求めることや、職員による土地や建物への立ち入り検査ができることを定めています。（※今回追加）

(17) 処分、手続き等の効力の承継

(※今回変更なし)

主旨 処分や手続きの効力の継承について定めています。

許可に係る掲出者や管理者に変更があったときは、変更前の者による手続き等は変更後の者による行為とみなし、変更前の者に行った処分等は変更後の者に対して行ったものとみなすこととしています。

(18) 罰則

主旨 必要がある場合に、広告物に関する報告を求めることや、職員による立ち入り検査ができることを新たに定める（(16) 参照）ことから、広告物の掲出者や管理者に対する罰則について定めています。

現 行

広告物の掲出者、管理者、屋外広告業を営む者等が不適切である場合に適用する罰則（最高で1年以下の懲役又は50万円以下の罰金がかかります）があります。

（例）

- ・屋外広告業の登録を受けないで営業した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する
- ・条例違反した広告物について、掲出者への改修命令に違反した場合、50万円以下の罰金に処する
- ・屋外広告業の虚偽の届出をした場合、30万円以下の罰金に処する
- ・許可の際に付した条件に違反した場合、20万円以下の罰金に処する
- ・屋外広告業者が営業所ごとに帳簿を備えなかった場合、5万円以下の過料に処する

変 更 後

今回、以下に該当する者を、20万円以下の罰金に処する対象として追加します。

- ・（必要な場合に）広告物の掲出者・管理者に求めた報告を、しない者・虚偽の報告をした者
- ・（必要な場合に）広告物のある土地・建物への職員による立ち入り検査を、拒んだ者・妨げた者・忌避した者。または、立ち入りの際関係者へ行う質問に答えない者・虚偽の答弁をした者

(19) 改正条例・規則の施行日

適正管理に関する事項の一部（(15)、(16)、(18)）：平成28年4月施行予定

上記以外の項目：平成28年10月施行予定（全面施行）

Ⅱ-1 景観計画の変更（案）の大項目について

本市では平成26年4月に景観法に基づく景観計画を策定し、より一層良好な景観形成の推進を図り、枚方の新たな魅力づくりの実現をめざしています。

景観計画は、1章から6章までから成り、内容は「景観計画の区域」、「各区域の景観形成の方針」、「各区域の制限事項」、「屋外広告物に関する事項」等を盛り込んでいます。

今回、景観計画のうち「屋外広告物に関する事項」について、主として第5章の内容を屋外広告物条例の改正に伴い変更するものです。

1. 市域面積変更に伴う表記の変更

（景観計画 1章関係）

国土地理院の測量方法変更に伴い、本市行政区域面積値が変更されました。

（平成26年10月1日基準日）

このため、景観計画の記載中、枚方市全域面積「65.08k㎡」を「65.12k㎡」と改めます。

2. 屋外広告物に関する記載について変更

（景観計画 3章及び5章関係）

関連制度である屋外広告物条例との連携を図るため、記載を変更します。（5章）

また、5章の変更に伴い3章の一部を削除します。

詳細は、「Ⅱ-2 景観計画の変更（案）について」（1）を参照してください。

Ⅱ-2 景観計画の変更（案）について

（１）景観計画の記載（案）

5章：屋外広告物の表示等及び屋外広告物を掲出する物件の 設置に関する行為の制限に関する事項

（景観法第8条第2項第4号イ関係）

現 行

屋外広告物が景観に与える影響は非常に大きく、屋外広告物に対する規制誘導施策との連携は不可欠です。これまで、大阪府屋外広告物条例に基づき規制誘導が行われてきましたが、平成26年4月からは景観計画の区域における具体的な基準については、枚方市屋外広告物条例に委ねることとします。

ただし、景観重点区域において、屋外広告物の基準が定められた場合には、広告物を当該基準に即したものとすよう努めることとします。

変 更 後

5-1. 市全域

屋外広告物が景観に与える影響は非常に大きく、屋外広告物に対する規制誘導施策との連携は不可欠であるため、景観計画の区域における本計画の趣旨と調和が保たれるよう、屋外広告物に関する具体的な基準については、枚方市屋外広告物条例に委ね、行為の制限に関する事項を規定します。

5-2. 景観重点区域

景観重点区域では、上記の市全域での規定とともに、以下のゾーン毎の方針に即したものとなるよう、屋外広告物に関する具体的な基準については屋外広告物条例に委ね、行為の制限に関する事項を規定します。

（１）歴史的環境整備ゾーン

- （ア）建築物との一体感が感じられ、際立った色使いを避け、落ち着いた色にするなど、建築物や周辺の伝統的なまちなみと調和したものとすよう努める。
- （イ）歩行者の視線からの見通しに配慮し、必要最小限の大きさ・数量とすよう努める。
- （ウ）複数設置する場合は、建物の片側にまとめ、大きさを揃えるなどの工夫に努める。
- （エ）別表3の色彩基準に適合するよう努める。
- （オ）電光表示するものの使用は控える。使用する際は、光量や点滅により伝統的なまちなみ景観を損なわないよう努める。

（次のページに続く）

(2) 生活環境整備ゾーン又は商業・業務環境整備ゾーン

- (ア) 建築物との一体感が感じられ、際立った色使いを避け、落ち着いた色を基調として、建築物や周辺の伝統的なまちなみと調和したものとするよう努める。
- (イ) 歩行者の視線からの見通しに配慮し、周辺のまちなみに調和する大きさ・数量とするよう努める。
- (ウ) 複数設置する場合は、周辺のまちなみに調和するよう工夫に努める。
- (エ) 別表3の色彩基準に適合するよう努める。
- (オ) 電光表示するものを使用する際は、光量や点滅により伝統的なまちなみ景観を損なわないよう努める。

■別表3：色彩基準（景観重点区域の屋外広告物）

- 計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- 広告物の地色の色彩については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（基本色）

- ・ R（赤）、Y R（橙）系の色相の場合、彩度10以下
- ・ Y（黄）系の色相の場合、彩度8以下
- ・ その他の色相の場合、彩度6以下

※JIS のマンセル表色系による

ただし、着色していない石材、木材、土、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合はこの限りでない。

5章の変更に伴い、3章の「3-2 区域別の景観形成基準(3)景観重点区域 ① 枚方宿地区」の「建築物等（これに附属する工作物を含む）の基準」から、「屋外広告物」の項目を削除します。

(2) 変更する計画の施行日

平成 28 年 10 月施行予定

屋外広告物等の規制及び誘導の検討に係るスケジュール(案)

項目／月	平成26年度			平成27年度					平成28年度		
	10月	後半	3月	4月	前半	9月	10月	後半	3月	4月	10月
景観審議会	第2回		第3回		第1回	第2回		第3回		第4回	
屋外広告物条例改定	諮問 実態調査・市民アンケートを踏まえ、規制・誘導内容検討 市民アンケート 屋外広告物実態調査(委託)			中間答申 素案作成			答申 パブコメ 9月定例会議会(12月)			改正屋外広告物条例一部施行・区域指定 公告	改正屋外広告物条例全面施行
景観計画変更	屋外広告物条例の改定内容等を踏まえ、景観計画の変更			素案作成			パブコメ 都市計画審議会				